



# 島根県報

平成28年3月29日（火）

号外第53号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

解体工事業に係る登録に関する規則の一部を改正する規則

（土木総務課） 2

**【告 示】**

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値

（建築住宅課） 6

**公布された条例等のあらまし**

◇解体工事業に係る登録に関する規則の一部を改正する規則（規則第22号）

## 1 規則の概要

- (1) 行政不服審査法の施行に伴う様式の整理
- (2) その他様式の整備

## 2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

---

**規 則**

解体工事業に係る登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第22号**

解体工事業に係る登録に関する規則の一部を改正する規則

解体工事業に係る登録に関する規則（平成13年島根県規則第65号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

指 令 番 号  
年 月 日申請者 住 所  
氏名又は名称

様

島根県知事



## 解体工事業者の登録の拒否について (通知)

年 月 日付で申請のあったこのことについては、下記の理由により、登録できません。

## 記

## 理 由

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条第 1 項第 号

[Empty space for reasons]

## (教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(訴訟において島根県を代表する者は島根県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 2 条関係)

指 令 番 号  
年 月 日申請者 住 所  
氏名又は名称 様

島根県知事



## 解体工事業者の登録の取消しについて (通知)

貴 〃 の解体工事業者の登録については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第35条第 1 項第 〃 号の規定により、 〃 年 〃 月 〃 日付けで下記のとおり取り消し、解体工事業者登録簿から抹消したので、通知します。

## 記

登 録 番 号 島根県知事 (登 〃 ) 第 〃 号  
登録年月日 〃 年 〃 月 〃 日

理 由

[Empty box for reasons]

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(訴訟において島根県を代表する者は島根県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

## 告

## 示

## 島根県告示第237号

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）第12条第2項の規定により、利便性に係る数値を次のとおり定めたので、島根県営住宅条例施行規則（昭和37年島根県規則第64号）第6条の規定により告示し、平成28年 4 月 1 日から施行する。

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成25年島根県告示第202号）は、廃止する。

平成28年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

所在地	団地の名称	区 分	竣工年度	利便性に係る数値
松江市	幸町	高層耐火構造10階建	平成 4	0.99
			平成 5	
	長者原	中層耐火構造 4 階建 中層耐火構造 3 階建	昭和61	0.94 (第114号、第213号及び第313号の住戸にあっては、0.96)
			昭和61	
	山代	耐火構造 2 階建	平成 7	0.95
	古志原	中層耐火構造 4 階建	平成 4	0.95
			平成 5	
	浜佐陀	中層耐火構造 3 階建 中層耐火構造 4 階建	平成 4	0.93
			平成 5	
	湍北台	中層耐火構造 4 階建	昭和44	0.93
			昭和45	
			昭和46	
			昭和47	
	第二山代	簡易耐火構造 2 階建 中層耐火構造 4 階建	昭和52	0.94 0.95 (第 2 号棟第104号の住戸にあっては、0.97)
			昭和58 昭和59	
	八幡	中層耐火構造 4 階建	昭和49	0.91
八重垣	中層耐火構造 4 階建	昭和51	0.93 (第916号及び第1113号の住戸にあっては、0.95)	
		昭和52		
		昭和53		
茶白山	中層耐火構造 4 階建	昭和53	0.92 (第 116 号及び第	
		昭和54		

			312号の住戸にあつては、0.94)
比津が丘	中層耐火構造 4 階建	昭和55	0.93 (第4号棟第106号、第5号棟第104号、第8号棟第104号及び第9号棟第105号の住戸にあつては、0.95)
	中層耐火構造 3 階建	昭和56	
		昭和57	
	高層耐火構造10階建	昭和56	
	高層耐火構造 9 階建	昭和57	
	高層耐火構造 9 階建	昭和58	
湖北	中層耐火構造 4 階建	昭和58	0.90
東津田	中層耐火構造 4 階建	昭和58	0.94 (第2号棟第107号の住戸にあつては、0.96)
第二湊北台	中層耐火構造 3 階建	昭和60	0.93 (第212号、第311号、第411号、第612号及び第811号の住戸にあつては、0.95)
		昭和61	
		昭和62	
新古曾志	中層耐火構造 3 階建	昭和63	0.94
		平成元	
		平成2	
		平成3	
	平成4		
津田明神	中層耐火構造 3 階建	昭和63	0.96
西津田	中層耐火構造 4 階建	平成元	0.94
東光台	耐火構造 2 階建	平成3	0.93
古江	中層耐火構造 4 階建	平成14	0.93
	中層耐火構造 3 階建	平成14	
湯町	簡易耐火構造 2 階建	昭和50	0.83
宍道緑が丘	中層耐火構造 3 階建	平成14	0.85
	耐火構造 2 階建	平成14	
揖屋	中層耐火構造 4 階建	平成元	0.817
		平成2	
	中層耐火構造 3 階建	平成2	
	中層耐火構造 5 階建	平成22	0.8337 (第422号、第423号、第432号、第433号、第442号、第443号、第452号及び第453号の住戸

				にあつては、 0.8339)
	羽入	中層耐火構造 4 階建	昭和54	0.814
			昭和55	(第512号及び第 513号の住戸にあつ ては0.834)
			平成24	0.829
	南廻山	木造 2 階建	平成22	0.845 (第111号、第121 号、第212号及び第 222号の住戸にあつ ては、0.8457)
浜田市	緑ヶ丘	高層耐火構造10階建	平成 6	0.99
	周布	中層耐火構造 3 階建	平成元	0.92
			平成 2	
	汐入	中層耐火構造 4 階建	昭和52	0.95 (第115号及び第 116号の住戸にあつ ては、0.97)
			昭和53	
			昭和55	0.93
			平成 8	0.97
			平成 9	
	平成10			
		木造 2 階建	平成24	
	浜田漁民	中層耐火構造 4 階建	昭和45	0.94
			昭和46	
	二反田	中層耐火構造 3 階建	平成10	0.99
			平成11	
	石原	中層耐火構造 4 階建	昭和55	0.95 (第213号及び第 313号の住戸にあつ ては、0.97)
昭和57				
黒川	中層耐火構造 4 階建	昭和58	0.97	
		昭和59		
日脚	中層耐火構造 3 階建	昭和61	0.95 (第112号、第312 号、第313号、第 414号及び第416号 の住戸にあつて は、0.97)	
		昭和62		
		昭和63		
笠柄	中層耐火構造 3 階建	平成 2	0.97	
		平成 3		

			平成4	
			平成5	
	片庭	高層耐火構造 6階建	平成21	1.00
	三隅駅前	中層耐火構造 4階建	昭和59	0.89 (第111号及び第113号の住戸にあつては、0.91)
	向野田	木造 2階建	昭和59	0.88
	第二向野田	木造 2階建	昭和59	0.89
出雲市	天神	中層耐火構造 4階建	昭和42	0.97
			昭和44	
			平成5	
		中層耐火構造 3階建	平成7	0.98
			平成3	
			平成4	
		平成7		
	上島	簡易耐火構造 2階建	昭和40	0.91
	古志	中層耐火構造 4階建	昭和45	0.95
			昭和46	
	小山	中層耐火構造 4階建	昭和47	0.97
			昭和49	
			昭和50	
			昭和51	
	一の谷	中層耐火構造 4階建	昭和53	0.96 (第115号及び第314号から第316号までの住戸にあつては、0.98)
			昭和54	
			昭和55	
	大津	中層耐火構造 4階建	昭和57	0.97 (第118号、第318号及び第515号の住戸にあつては、0.99)
			昭和58	
昭和59				
	中層耐火構造 3階建	昭和58		
塩冶	中層耐火構造 3階建	昭和61	0.98 (第211号の住戸にあつては、1.00)	
	中層耐火構造 4階建	昭和63		
有原	中層耐火構造 3階建	平成2	0.98	
今市	耐火構造 2階建	平成15	1.00	
	中層耐火構造 5階建	平成16		
川北天神	中層耐火構造 5階建	平成26	1.00	
灘分	中層耐火構造 3階建	平成7	0.98	
牧戸	中層耐火構造 4階建	昭和49	0.96	

		中層耐火構造 3 階建	平成12	0.98	
			平成13		
	小境	簡易耐火構造 2 階建		昭和57	0.95
				昭和61	
		中層耐火構造 3 階建		昭和58	
				昭和60	
			昭和61		
	駅南	中層耐火構造 3 階建		平成 6	1.00
	山内	中層耐火構造 3 階建		平成14	0.99
				耐火構造 2 階建	
		中層耐火構造 3 階建		平成15	
				耐火構造 2 階建	
直江	中層耐火構造 3 階建		昭和62	0.96 (第214号、第312号及び第313号の住戸にあっては、0.98)	
			昭和63		
			平成 3		
荘原	中層耐火構造 3 階建		平成 8	0.99	
			平成 9		
			平成10		
益田市	染羽	中層耐火構造 3 階建		昭和59	0.97
	沖田	中層耐火構造 3 階建		平成元	0.98
	久城	耐火構造 2 階建		平成17	1.00
				平成18	
				平成20	
		中層耐火構造 4 階建		平成21	
	久城東	中層耐火構造 3 階建		昭和62	0.97 (第013号の住戸にあっては、0.99)
	矢田	中層耐火構造 3 階建		平成 2	0.97
	高津	中層耐火構造 4 階建		平成 4	0.98
				平成 5	
				平成 7	
		中層耐火構造 3 階建		平成 4	
	原浜	中層耐火構造 4 階建		昭和56	0.96 (第213号及び第312号の住戸にあっては、0.98)
昭和57					
昭和58					
	中層耐火構造 3 階建		昭和57		
高角	中層耐火構造 3 階建		昭和59	0.95	
			昭和60		
			昭和61		
			昭和62		

			平成元	
	土井	木造 2 階建	昭和59	0.97
	新矢田	中層耐火構造 3 階建	昭和63	0.98
	吉田南	中層耐火構造 3 階建	平成 4	0.98
			平成 5	
	飯田	中層耐火構造 3 階建	平成 8	0.99
			平成 9	
			平成10	
	吉田	高層耐火構造 6 階建	平成15	1.00
	仙道	木造 2 階建	平成19	0.96
			平成20	
大田市	沢田	中層耐火構造 3 階建	平成11	0.99
			平成12	
			平成13	
			平成18	
	諸友	中層耐火構造 3 階建	昭和55	0.97 (第113号及び第213号の住戸にあつては、0.99)
安来市	臼井	耐火構造 2 階建	平成16	1.00
			平成18	
		平成19		
		中層耐火構造 3 階建	平成17	
	東臼井	中層耐火構造 4 階建	平成12	1.00
		耐火構造 2 階建		
		中層耐火構造 4 階建	平成13	
		中層耐火構造 3 階建		
	神塚	中層耐火構造 3 階建	平成11	1.00
			平成12	
和田	中層耐火構造 4 階建	昭和59	0.97	
		昭和62		
		昭和63		
江津市	沖の浜	中層耐火構造 3 階建	平成25	0.98
			平成26	
	新星島	中層耐火構造 4 階建	昭和54	0.97 (第111号及び第113号の住戸にあつては、0.99)
			昭和55	
			昭和56	
			昭和57	
	青山	中層耐火構造 3 階建	昭和59	0.95
			昭和60	
昭和61				
昭和62				

	渡津	中層耐火構造 3 階建	平成 7	0.98
			平成 8	
	江津中央	中層耐火構造 4 階建	平成19	1.00
	東高浜	中層耐火構造 4 階建	平成23	1.00
雲南市	上郡	中層耐火構造 3 階建	昭和56	0.94
			昭和57	
	そら山	準耐火構造 2 階建	平成25	0.98
			平成26	
飯石郡飯南町	赤名	準耐火構造 2 階建	平成21	0.97
			平成22	
		木造 2 階建	平成23	
鹿足郡津和野町	桂川	簡易耐火構造 2 階建	昭和53	0.95
			昭和54	
	青原	簡易耐火構造 2 階建	昭和50	0.91
鹿足郡吉賀町	溝上	木造 2 階建	平成25	0.97
			平成26	
	皆富	簡易耐火構造 2 階建	昭和56	0.94
			昭和57	
隠岐郡隠岐の島町	船原	中層耐火構造 3 階建	平成14	0.98
	宮城ヶ丘	中層耐火構造 3 階建	昭和55	0.96
			昭和56	
			昭和57	
月無	中層耐火構造 3 階建	平成11	0.99	